

地方税関係情報の取得に関する同意書Q&A

Q1 「地方税関係情報の取得に関する同意書」とはどのようなものですか

A1 令和6年1月1日時点で当別町に住民登録のない方の所得を、マイナンバーによる情報連携により確認するための同意書です

Q2 「地方税関係情報の取得に関する同意書」はどのような場合に必要ですか

A2 次の項目に1つでも当てはまる場合に必要です

- ①受給者証交付対象者と同じ世帯の方で、令和6年1月2日以降に当別町に転入した高校生以上の方がいる場合
- ②単身赴任等で当別町外に住民登録のある保護者がいる場合

なお、上記該当の方の「令和6年度所得課税証明書」をご提出いただける場合「地方税関係情報の取得に関する同意書」の提出は必要ありませんが、保護者の方の住民登録が引き続き当別町外にある場合、更新時に毎年所得課税証明書の提出が必要となります

Q3 「地方税関係情報の取得に関する同意書」は世帯全員の情報が必要ですか

A3 A2に当てはまる方の情報のみ記入をお願いします。